

平成23年10月18日

会員各位

安佐医師会
会長 伊藤 仁

今シーズンのインフルエンザによる学校の臨時休業の目安について

平素より、当会の学校保健活動をはじめ諸事業へのご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、平成21年（2009年）9月、統一的な目安(基準)が必要と考え、医学的知見に基づき、広島市医師会・安芸地区医師会・安佐医師会、広島市教育委員会、広島市健康福祉局保健医療課と協議を行い、「臨時休業の目安」を取り決め、また、同年12月にピークを越えたため一部変更いたしました。

今シーズンにおきまして、再度、広島市医師会・安芸地区医師会・安佐医師会で検討し、下記のとおり昨シーズンと同様の取り扱いとすることになりました。

先生方におかれましては、臨時休業の目安を参考に学校と連携を図って感染拡大の防止に役立てていただきたいと存じます。

記

【臨時休業の目安】

学級閉鎖	学年閉鎖	学校閉鎖
罹患児童生徒が20～30% とし実態に応じて運用 (2～4日間閉鎖)	同一学年の学級閉鎖が半 数を超えた場合 (4日間程度閉鎖)	学年閉鎖が半数を超えた 場合 (4日間程度閉鎖)

※ 出席停止期間について

解熱後2日以上経過して、医師が登校してもよいと判断するまで。

(出席停止期間は学校長の判断で欠席扱いとされません。)